改正

昭和56年6月25日条例第22号 昭和58年6月17日条例第13号 昭和60年3月29日条例第15号 平成元年3月27日条例第29号 平成7年3月28日条例第22号 平成9年3月27日条例第21号 平成10年3月23日条例第17号 平成12年3月28日条例第1号 平成12年12月25日条例第38号 平成14年3月28日条例第19号 平成14年12月27日条例第35号 平成18年6月23日条例第17号 平成20年3月26日条例第25号 平成23年3月28日条例第14号 平成23年3月28日条例第15号 平成26年3月24日条例第14号 平成27年3月23日条例第14号 令和元年9月20日条例第24号 令和元年12月19日条例第38号 令和3年9月17日条例第16号 令和4年6月23日条例第20号

小矢部市水道事業給水条例

小矢部市水道使用条例(昭和38年小矢部市条例第46号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 給水装置等の工事及び費用 (第4条-第9条)
- 第3章 給水 (第10条—第19条)

- 第4章 料金、メーター使用料、加入金及び手数料(第20条-第30条)
- 第5章 管理(第31条—第34条)
- 第6章 貯水槽水道(第35条・第36条)
- 第7章 雑則(第37条)
- 第8章 罰則 (第38条·第39条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、小矢部市水道事業(以下「水道事業」という。)の給水についての料金及び 給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定め るものとする。

(給水区域)

第1条の2 水道事業の給水区域は、小矢部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年小矢部市条例第26号)第2条第2項第1号に定める区域とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の施工並びに 調査、計画及び検査の一連の工事の全過程をいう。

(給水装置の種類)

- 第3条 給水装置は、次の3種とする。
 - (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
 - (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
 - (3) 消火栓 私設又は公設で消防の用に使用するもの

第2章 給水装置等の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置の新設等」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を

受けなければならない。

2 管理者は、給水装置の新設等の申込みがあつた場合において、必要と認めたときは、利害関係 人の同意書等の提出を求めることができる。

(費用負担)

- **第5条** 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。ただし、 管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することがある。 (工事の施行)
- 第6条 給水装置の新設等の工事は、管理者又は管理者が水道法第16条の2第1項の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設等の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。 (給水装置の構造等)
- 第6条の2 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合しているものでなければならない。
- 2 管理者は、漏水時、災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行えるようにするため、必要と認めるときは、配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び 給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 3 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 (工事費の算出方法)
- 第7条 管理者が施行する給水装置の新設等の工事の工事費は、次の合計額とする。
 - (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事設計監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。 (工事費の前納)
- 第8条 管理者が施行する給水装置の新設等の工事を申し込む者(以下「工事申込者」という。) は、設計によつて算出した当該工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。
- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後に精算する。 (給水装置所有権の移転の時期及び管理責任)
- 第8条の2 管理者が給水装置の新設等の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事費が完納になつたときとし、その管理は、当該工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の処置)

- 第8条の3 管理者が施行した給水装置の新設等の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入 しないときは、その給水装置を撤去することができる。
- 2 前項の規定により給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、その損害を 賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

- 第9条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。
- 2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第10条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条 例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。
- 2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、 その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止又は漏水のため損害を生ずることがあつても、市はその責めを負わない。 (給水契約の申込み)
- **第11条** 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し 込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第12条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人 を選定し、管理者に届け出なければならない。
 - (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

- 第14条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

- 第15条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。
- 2 前項の規定によりメーターを保管する者(次項において「保管者」という。)は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害 額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第16条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(消火栓の使用)

- 第17条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- 2 消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。 (水道使用者等の管理上の責任)
- 第18条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水 装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の規定において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担と する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。 (給水装置及び水質の検査)
- 第19条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
 - 第4章 料金、メーター使用料、加入金及び手数料

(料金等の支払義務)

- 第20条 水道料金(以下「料金」という。)及びメーター使用料は水道の使用者から徴収する。
- 2 共用給水装置によつて水道を共用する者は、料金、メーターの使用料その他この条例に基づく 手数料その他の費用について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第21条 料金は、次の表のとおりとする。

	基本料金(1箇月につき)		超過料金(水量1立方メートルにつき)	
用途	水量	料金	使用水量	単価
一般用	10立方メートル	1,590円	10立方メートルを超え20立方メートル までの水量	159円
			20立方メートルを超え50立方メートル までの水量	167円

			50立方メートルを超える水量	175円
業務用	10立方メートル	2, 220円	10立方メートルを超え20立方メートル までの水量	222円
			20立方メートルを超え50立方メートル までの水量	232円
			50立方メートルを超える水量	242円
官公署用	10立方メートル	2, 400円	10立方メートルを超え20立方メートル までの水量	240円
			 20立方メートルを超え50立方メートル までの水量	252円
			50立方メートルを超える水量	262円
工業用	10立方メートル	2, 400円	10立方メートルを超え20立方メートル までの水量	240円
			20立方メートルを超え50立方メートル までの水量	252円
			50立方メートルを超える水量	262円
臨時使用	20立方メートル	6, 690円	20立方メートルを超え50立方メートル までの水量	382円
			50立方メートルを超える水量	397円

備考

- 1 一般用とは、住宅において、日常生活の用に使用するものをいう。
- 2 業務用とは、店舗、事務所、作業場、病院、旅館、飲食店等(併用住宅における店舗等に 給水栓があるものを含む。)において、営業又は事業の用に使用するものをいう。
- 3 官公署用とは、官公署、学校その他公共施設及びこれらに類するもので管理者が認めたものの用に使用するものをいう。
- 4 工業用とは、製造加工業(業務用に該当するものを除く。)の用に使用するものをいう。
- 5 臨時使用とは、土木建築工事等の臨時の用に使用するものをいう。
- 2 消火栓を使用した場合の料金は、火災の場合は無料とし、演習の場合は1栓15分ごとに1,000 円とする。

(メーター使用料)

第22条 メーター使用料は、次の表のとおりとし、料金とともに徴収する。

口径	料金(1箇月につき)
13ミリメートル	200円
20ミリメートル	370円
25ミリメートル	390円
40ミリメートル	720円
50ミリメートル	3,800円
75ミリメートル	4,900円
100ミリメートル	6, 200円

(料金の算定)

- 第23条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。 以下この項及び第3項において同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分(次項に おいて「当月分」という。)及びその前月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めたと きは、毎月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定することができる。
- 2 前項本文の場合において、各月分の使用水量は、均等であるものとみなす。この場合において、 各月分の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、当月分の使用水量の端数を切り捨て、これをその前月分の使用水量に加算するものとする。
- 3 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。 (料金及びメーター使用料の徴収)
- 第23条の2 管理者は、料金及びメーター使用料について、第21条各項、第22条及び第25条の規定によりそれぞれ算定した額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を徴収する。

(使用水量及び用途の認定)

- 第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。
 - (1) メーターに異常があつたとき。
 - (2) 使用数量が不明のとき。
 - (3) 用途に変更があつたとき。

(特別の場合における料金の算定)

- **第25条** 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合において、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
 - (1) 使用日数が15日以内のときは、基本料金及びメーター使用料の2分の1とする。ただし、 使用水量が基本水量の2分の1を超えた場合には、超過料金を算定する。
 - (2) 使用日数が15日を超えるときは、1月分とみなしてこれを算定する。
- 2 月の中途において、用途に変更があつた場合は、使用日数の多い用途の料金を適用する。 (料金の前納)
- **第26条** 工事その他の理由により、一時的に水道を使用するものは、水道の使用の申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。 (料金の徴収方法)
- 第27条 料金は、納入通知書、集金その他の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と 認めるときは、毎月徴収することができる。

(加入金)

- 第28条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。) をする者から水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額とする。
- 2 加入金の金額は次の表のとおりとし、工事申込みの際その金額に100分の110を乗じて得た額を 徴収する。

給水管の口径	金額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	170,000円
40ミリメートル	400, 000円
50ミリメートル	700, 000円
75ミリメートル	1,000,000円
100ミリメートル	2,000,000円
150ミリメートル	別に管理者が定める。

3 既納の加入金は還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中の設計変 更により生じた差額については、この限りでない。

(手数料)

- **第29条** 手数料は、次に掲げる区別により、申込者からの申込みの際これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込み後に徴収することができる。
 - (1) 水道法第16条の2第1項の指定を受けようとするとき。 20,000円
 - (2) 水道法第25条の3の2第1項の更新を受けようとするとき。 3,000円
 - (3) 第4条第1項の承認を受けようとするとき。 1件につき500円
 - (4) 第6条第2項の工事検査を受けようとするとき。 次に掲げる給水管の口径の区分に応じ、 それぞれ次に定める額
 - ア 口径25ミリメートル以下 1件につき500円
 - イ 口径40ミリメートル以上 1件につき2,000円
- 2 前項各号の規定により納付した手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金等の減免)

第30条 管理者は、公益上、その他特別の理由があると認めたときは、この条例の規定により納入 しなければならない料金、メーター使用料、加入金及び手数科、その他の費用を減免することが できる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合しないとき、又は適合しなくなつたときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

- 第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
 - (1) 水道の使用者が、第7条の工事費、第18条第2項の修繕費、第21条の料金、第22条のメーター使用料、第28条の加入金又は第29条第1項の手数料を指定納期限内に納入しないとき。
 - (2) 水道の使用者が、正当な理由なく第23条第1項に規定する料金の算定又は第31条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。
 - (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
 - (4) 第4条第1項の承認を受けないで給水装置を新設し、若しくは改造し、又は第6条第2項 の工事検査を受けないで給水装置を使用したとき。
 - (5) 第21条の料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき。

(給水装置の切離し)

- 第34条 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者は、当該給水装置を使用する見込みがなくなつたときは、給水装置を撤去しなければならない。
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、 水道使用者等の同意がなくても、給水装置を切り離すことができる。この場合において、切離し に要した費用は、当該給水装置の所有著等の負担とする。ただし、管理者が別に定める場合は、 市がその費用を負担することがある。
 - (1) 給水装置の所有者が90日以上所在が不明で、かつ、水道の使用者がないとき。
 - (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- 3 前項の規定により切り離した給水装置により再び水道を使用しようとする場合は、給水装置の 新設の例による。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

- 第35条 管理者は、貯水槽水道(水道法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。) の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行 うことができるものとする。
- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

- 第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(水道法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、同法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水 槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(過料)

- 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
 - (2) 正当な理由なく、第14条第2項の規定によるメーターの設置、第23条第1項に規定する料金の算定、第31条の規定による検査、又は第33条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第18条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 第21条の料金、第22条のメーター使用料、第28条の加入金及び第29条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例(以下「新条例」という。)は、昭和55年10月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 新条例第22条のメーター使用料については、昭和55年10月分から適用し、昭和55年9月分まで については、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行前に、改正前の小矢部市水道使用条例の規定によつてなされた行為で、現に継続中のものは、新条例の規定によつてなされたものとみなす。

附 則(昭和56年6月25日条例第22号)

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。ただし、第21柔第1項の改正規定については、昭

和56年度8月分の料金から適用する。

附 則 (昭和58年6月17日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の小矢部市水道事業給水条例第22条の規定は、昭和58年8月分の料金から適用し、昭和58年7月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年3月29日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の小矢部市水道事業給水条例第21条第1項の規定は、昭和60年7月分の料金から適用し、 昭和60年6月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年3月27日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の小矢部市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日から平成元年 4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前 の例による。

附 則(平成7年3月28日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の小矢部市水道事業給水条例第21条第1項の規定は、平成7年7月分の料金から適用し、 平成7年6月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、 施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金に ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月23日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に改正前の小矢部市水道事業給水条例第6条の給水工事公認業者の指定を受けている者(次項において「旧公認業者」という。)は、この条例による改正後の小矢部市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)の適用について、この条例施行の日から90日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間)は、改正後の条例第6条の指定給水装置工事事業者とみなす。
- 3 旧公認事業者が、この条例施行の日から90日以内に民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令(平成9年厚生省令第60号。以下「省令」という。)で定める事項を市長に届け出たときは、改正後の条例第6条の指定給水装置工事事業者とみなす。
- 4 前項の届出は、省令で定められた様式により行うものとし、法人にあっては定款又は寄附行為 及び登記簿の謄本を、個人にあつてはその住民票の写しを添えなければならない。
- 5 改正後の条例第4条第1項及び第35条第1項第1号の適用については、当分の間「給水装置の 新設、改造、修繕又は撤去」とあるのは「給水装置の新設、改造又は撤去」とする。

附 則(平成12年3月28日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第19号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月27日条例第35号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月23日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の小矢部市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第21条第1項の規定は、平成 18年8月分として徴収する料金から適用し、同年7月分までとして徴収する料金については、な お従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に申込みがなされた水道の開栓又は閉栓に係る手数料については、新条 例第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月26日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の小矢部市水道事業給水条例第21条第1項の規定は、平成20年5月分と して徴収する料金から適用し、同年4月分までとして徴収する料金については、なお従前の例に よる。

附 則 (平成23年3月28日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第21条第1項の規定は、平成23年5月分として徴収する水道料金から 適用し、同年4月分までとして徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月24日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第21条第1項に規定する料金は、平成26年4月分から適用し、同年3 月分までについては、なお従前の例による。 3 この条例による改正後の第23条の2に規定する額は、平成26年5月分から適用し、同年4月分 までについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月23日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月20日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水道を使用している者に係る料金及びメーター使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間にその額が確定するものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にされた申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月19日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月17日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則(令和4年6月23日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第21条第1項の規定は、令和4年7月分の料金から適用し、同年6月 分までの料金については、なお従前の例による。